

第7回 補装具等の見直しに関する検討委員会

平成18年3月16日(木)
15時00分～17時00分
三田共用会議所 3階
大会議室(D・E会議室)

<会議次第>

- 1 開 会
 - 2 議 事
- (1) 補装具等の種目、価格設定等に関するルール作りについて
(2) その他
- 3 閉 会

<配布資料>

- 資 料 1 補装具の種目・価格見直し等を検討する専門委員会の設置について(案)
- 資 料 2 補装具等の見直しに関する検討委員会意見とりまとめ(案)

補装具の種目・価格見直し等を検討する 専門委員会の設置について(案)

検討の経緯

中間報告

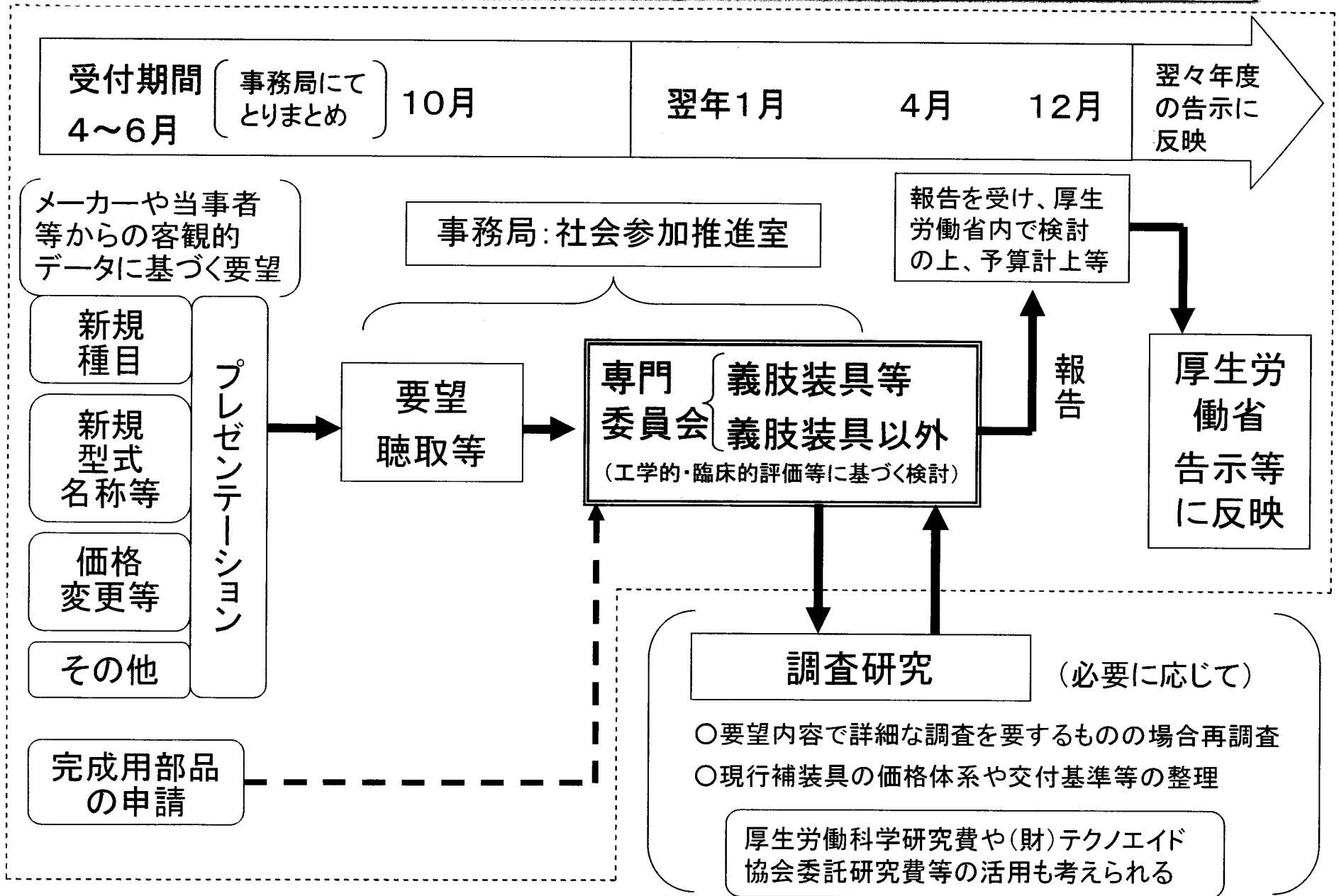
価格や種目の適正化への対応が必要

- ・価格、種目の見直しのための仕組みを構築。
- ・委員会の設置などの方法もその一つ。
- ・公平性、透明性の確保が必要。

第5～6回検討

- ・委員会の仕組みを構築する方向で合意。
- ・次回、事務局案を提示。

専門委員会のイメージ(案)



専門委員会の役割(案)

- 専門委員会①(義肢装具等)については、従来の枠組みを活用。
- 専門委員会②(義肢装具以外)については、新たに設置。

専門委員会

①義肢装具等

- ・目的: 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品の指定等についての審査等を行うこと。
- ・検討事項:
 - ① 義肢装具等完成用部品の指定に関すること(価格妥当性の検討を含む)
 - ② その他、義肢装具等に関すること

②義肢装具以外(仮称)

- ・目的: 義肢装具以外の補装具の種目、価格等の見直しについて検討を行うこと。
- ・検討事項:
 - ① 義肢装具以外の補装具の種目、価格等の見直しに関すること
 - ② その他、義肢装具以外の補装具に関すること

義肢装具等及びそれらの完成用部品に特化した専門的検討が必要な上、その作業量も膨大

専門委員会①及び②に分けたほうが効率的

種目が多岐に渡り、各種目の専門的な検討が必要

要望聴取等、調査研究と専門委員会の関係

要望聴取等

●客観的データに基づく要望等を聴取。

【客観的データ(例)】

- ・用途
- ・ニーズ
- ・有効性
- ・効果
- ・耐久性
- ・普及率
- ・新旧比較
- ・内外価格差
- ・原価計算 等

【参加者】

要望者側:利用者、供給者、
中間ユーザー 等

専門家:有識者 等

専門委員会

義肢装具等
義肢装具以外

- 専門的、総合的かつ客観的視点で検討。
- 要望内容について、工学的及び臨床的評価に基づき検討し、給付対象として妥当か判断。
- 補装具として採り入れる際には、利用対象者や交付基準、価格等についても検討し、厚生労働省へ報告。

【委員構成】

工学的・臨床的な見地からも検討可能な者
※利用者、供給側、自治体等の意見聴取

調査研究

- 要望聴取等を経て、さらに調査が必要なものについて調査等を行う。
- 現行種目において、交付基準や修理基準、価格体系の見直しが必要なものを整理し検討する。

※厚生労働科学研究費やテクノエイド協会委託研究費等の活用も考えられる。

基準外補装具の取扱いについて

◆現在、基準外補装具として数多く交付されているものについては、なるべく基準内へ入れていく。

(そもそも基準外補装具とは、希なものであり、多数交付品は基準内が適当。)

○基準採り入れ条件(案):複数の県で、一定量複数年にわたって交付

◆基準外補装具の実例を収集し、事例として紹介。

(「真にやむを得ない事情」の判断材料を提供。)

〈参考〉

補装具給付事務取扱指針 (H12.3.31障第290号部長通知) 抜粋

◆基準外補装具の交付について

身体障害者・児の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具(以下、「基準外補装具」という。)を交付する必要がある場合の取扱いは次の通りとすること。

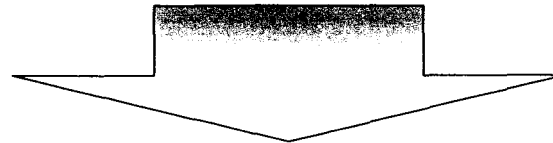
ア 基準外補装具の交付の必要性及び当該補装具に係る受託報酬の額等については、更生相談所又は指定育成医療機関若しくは保健所の判定に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る補装具の交付に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

価格体系の見直しについて

論 点

- ◆新制度となるにあたって、昭和53～55年度に体系づけられた現行の補装具の価格体系は古く、現状と合わない点があり、見直すべきとの意見がある。
- ◆価格体系の基本的な考え方について、今日的視点を踏まえ、調査・研究してみる必要がある。



対 応

- そのためには、厚生労働科学研究費やテクノエイド協会委託研究費等の活用も考えられる。
- なお、調査・研究にあたっては、リサイクル品についても含むこととしてはどうか。

補装具等の見直しに関する検討委員会 意見とりまとめ（案）

（たたき台としての事務局案であり、第7回検討会を踏まえ修正）

1 経緯

第5回以降の検討テーマである、「補装具の種目、価格改定等に関するルール作り」については、本検討会中間報告において、制度運営に関する留意点として以下のように提案されている。

価格や種目の適正化への対応

適正な価格設定や対象種目の見直しが可能となる仕組みを構築する必要がある。委員会の設置などによる方法もその一つであるが、いずれにしても公平性、透明性が確保される仕組みでなければならない。

上記の意見を踏まえ、第5回以降検討を進めた結果、一定の結論を得たので、以下のとおりとりまとめる。

2 補装具の種目、価格設定等に関するルールについて

検討の結果、公平性、透明性を確保するために、委員会の仕組みを構築する方向で合意を得た。

(1) 委員会の設置等について

「要望提出」から、「告示等への反映」まで、どのような流れとなるのか整理し、それぞれの段階でどのような仕組みとするのか等について以下に述べる。

【要望提出から告示等への反映までの流れ】

① 要望提出



② 要望の受付（事務局）



③ 要望聴取等（プレゼンテーション）



④ 専門委員会における検討及び報告（⇔調査研究）



⑤告示等への反映

①要望提出

要望者側は、客観的なデータに基づいて要望事項をまとめ、事務局に提出。

- ・ 要望者側：開発者、製作販売業者、中間ユーザー、利用者等
- ・ データ例：用途、ニーズ、有効性、効果、耐久性、普及率、新旧比較、内外価格差、原価計算 等
- ・ 要望事項：新規種目・型式・名称、価格変更等
- ・ 事務局：厚生労働省 社会参加推進室

②要望の受付

要望を事務局にて受付け、不備等がある場合は修正を求めるなど、整理とりまとめを行う。

③要望聴取等（プレゼンテーション）

要望とりまとめ後、専門委員会委員の代表が要望者側から直接プレゼンテーションを聴取する場を設ける。

④専門委員会（事務局：社会参加推進室）

- ・ 義肢装具等については従来の「義肢装具等専門委員会」を活用する。義肢装具等専門委員会は、従来、完成用部品の指定審査のみを行ってきた経緯があるが、上記委員会の仕組みを構築する上では、種目見直しや価格変更等についても検討する委員会として位置づける。
- ・ 義肢装具以外の補装具については「義肢装具以外専門委員会（仮称）」を新たに設置し、義肢装具以外の補装具の種目見直しや価格変更等について検討する委員会として位置づける。
- ・ 要望聴取を経て、専門委員会にあがってきた要望内容について、工学的・臨床的評価等に基づく検討及び利用者・自治体等の意見を踏まえ、給付対象の可否等について、厚生労働省へ報告する。

○調査研究

専門委員会における検討の過程において、詳細な調査が必要と考えられる場合、検討材料を得るために、調査研究を行う。その際、厚生労働科学研究

費や（財）テクノエイド協会委託研究事業費等の活用も考えられる。

⑤告示等への反映

専門委員会から報告を受け、財政当局等との調整を行い、告示等への反映を行う。

(2) 基準外補装具の取扱いについて

- ・ 基準外補装具は、障害者等の現症等、真にやむを得ない事情により交付されるものであり、本来、交付自体が希なものである。
- ・ したがって、現在、基準外補装具として数多く交付されているものについては、基準内補装具として採り入れていく方向が適当である。
- ・ 採り入れに際しては、「複数の県で、一定量複数年にわたって交付」という状況が考慮されることが考えられる。
- ・ また、更生相談所長会等を通じて、基準外補装具の実例を収集し、事例として紹介することで、基準外補装具の要件である「真にやむを得ない事情」の判断材料を提供することが必要。

(3) 現行基準・価格体系等の見直しについて

現行種目において、交付基準や修理基準、価格体系の見直しが必要なものを整理し検討する必要がある。その際、厚生労働科学研究費や（財）テクノエイド協会委託研究事業費等の活用も考えられる。